

◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇

1. はじめに

- (1) 石狩市自治基本条例に定義された町内会
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P
- (2) しおり発行の目的・・・・・・・・・・ 2 P

2. 町内会

- (1) 町内会とは・・・・・・・・・・ 3 P
- (2) 石狩市の町内会組織・・・・・・・・ 4 P
- (3) 町内会の機能とは・・・・・・・・ 5 P
- (4) 町内会の活動・・・・・・・・・・ 5 P
- (5) 規約について・・・・・・・・・・ 6 P
- (6) 役員構成について・・・・・・・・ 6 P
- (7) 町内会運営について・・・・・・・・ 7 P

3. 町内会活動に際して

その1 届出・お問合せ窓口

- (1) 町内会長・回覧の部数変更など・・・ 10 P
- (2) 自主防災組織の担当変更や
 防災訓練の計画など・・・ 10 P
- (3) 地域ボランティア清掃・・・・・・・・ 10 P
- (4) 市道の補修・除排雪・・・・・・・・ 11 P
- (5) 道路照明灯・街路灯の補修・11 P
- (6) 空き地の除草を町内会がする場合・・・ 11 P
- (7) 空き地の立ち木などが危険な場合・・・ 12 P
- (8) 道町連共済～町内会活動の共済・・・ 12 P
- (9) 交通安全運動・・・・・・・・・・ 12 P
- (10) 高齢者・要介護者などに関する相談・13 P
- (11) 子どもに関する相談・・・・・・・・ 13 P
- (12) 障がいのある方に関する相談・・・ 14 P

その2 各種助成制度

- (1) 地区町内会振興事業助成金・・・・・・・・ 15 P
- (2) 地区社会福祉協議会運営助成事業・・・ 15 P
- (3) 地域福祉活動助成事業・・・・・・・・ 15 P
- (4) 敬老会事業交付金・・・・・・・・・・ 16 P
- (5) ふれあい雪かき運動交付金・・・・・・・・ 16 P
- (6) 街路灯組合拠出金・・・・・・・・・・ 16 P
- (7) 集団資源回収奨励金・・・・・・・・・・ 17 P
- (8) 防災資機材の助成及び
 防災資機材保管庫の貸与・・・ 17 P
- (9) 自治会連絡活動交付金・・・・・・・・・・ 17 P
- (10) 道路愛護事業交付金・・・・・・・・・・ 18 P

- (11) 河川愛護事業交付金・・・・・・・・・・ 18 P

その3 協働事業など

- (1) 公園管理業務・・・・・・・・・・ 19 P
- (2) 集会所運営事業・・・・・・・・・・ 19 P
- (3) ふれあい研修センター管理運営事業・19 P
- (4) 町内会による歩道等除雪・・・・・・・・ 20 P
- (5) 声かけ運動・スクールガード・・・・・・・・ 20 P
- (6) 日本赤十字社社資募集・・・・・・・・ 20 P
- (7) 共同募金・・・・・・・・・・ 21 P
- (8) 協働事業提案制度・・・・・・・・・・ 21 P

その4 市政・市民活動に関する窓口

～ 相談窓口

- (1) 市政に関する一般相談、要望・・・ 22 P
- (2) 自治懇話会・・・・・・・・・・ 22 P
- (3) 市長室開放・・・・・・・・・・ 22 P
- (4) まちづくり出前講座・・・・・・・・ 22 P
- (5) 石狩市市民活動情報センター「ぼぼらーと」・23 P
- (6) 各種相談窓口・・・・・・・・・・ 23 P

4. 町内会の関係する団体

- (1) 社会福祉協議会・・・・・・・・・・ 25 P
- (2) 交通安全推進委員会・・・・・・・・ 26 P
- (3) 札幌北交通安全協会石狩支部・・・ 27 P
- (4) 防犯協会連合会・・・・・・・・・・ 27 P
- (5) 街路灯組合・・・・・・・・・・ 28 P
- (6) 保護司会・・・・・・・・・・ 28 P
- (7) 札幌人権擁護委員協議会石狩部会・・・ 29 P
- (8) 民生委員児童委員連合協議会・・・ 29 P
- (9) 高齢者クラブ連合会・・・・・・・・ 30 P
- (10) 子ども会育成連絡協議会・・・・・・・・ 30 P
- (12) 石狩消防団・・・・・・・・・・ 31 P

5. 町内会の法人化について・・・ 33 P

6. 資料編

- (1) 規約（会則）の参考事例・・・・・・・・ 34 P
- (2) 個人情報の取扱いについて・・・・・・・・ 38 P
- (3) 町内会・自治会一覧・・・・・・・・ 39 P
- (4) 道町連共済～町内会活動の共済・・・ 40 P
- (5) 集会所一覧・・・・・・・・・・ 42 P

石狩市内では、〇〇町内会あるいは〇〇自治会といった2つの呼称が使われています。このしおりの文中での表記は、規則などに関するもの以外について、『町内会』の呼称で統一して表記しております。